

（午前9時31分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中西峰雄君）この際、報告いたします。

市長から平成21年6月17日付、橋総第45号をもって追加議案8件が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において3番 富岡君、9番 上田君の2人を指名いたします。

○議長（中西峰雄君）当局より発言の申し出がありますので、これを許します。

経済部長。

○経済部長（山本重男君）貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

去る6月9日の一般質問におきまして、7番 中谷和史議員の質問に対する答弁の中で、広域営農団地農道整備事業の総事業費を264億8,500万円とご答弁させていただきましたが、264億8,500万円は誤りで、正しくは269億4,590万円でございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（中西峰雄君）ご了承願います。

日程第2 議案第5号 橋本市ごみ焼却場設置及び管理条例の一部を改正する条例について と、日程第3 議案第6号 橋本市環境美化センター設置及び管理条例について の2件

○議長（中西峰雄君）日程第2 議案第5号 橋本市ごみ焼却場設置及び管理条例の一部を改正する条例について と、日程第3 議案第6号 橋本市環境美化センター設置及び管理条例について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 17番 山田君。

〔17番（山田哲弥君）登壇〕

○17番（山田哲弥君）それでは、委員長報告を行います。

去る6月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第5号 橋本市ごみ焼却場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第6号 橋本市環境美化センター設置及び管理条例について を審査するため、6月12日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第5号は、現在建設中である橋本周辺広域ごみ処理場が、平成21年8月1日から稼働することに伴い、ごみの新しい分別区分に対応した新しいごみ指定袋を7月1日から先行して販売する予定であり、新ごみ袋に記載する「収集に関する問い合わせ先の名称」にあわせて担当部署の名称を変更しておく必要があるため、「橋本クリーンセンター」の名称を「橋本市環境美化センター」に変更するも

のでございます。

委員から、橋本クリーンセンターから橋本市環境美化センターに名称を変更する理由について ただしがあり、現在の名称は橋本クリーンセンターとなっているが、ごみの焼却が橋本周辺広域ごみ処理場に移行することになり、新たに収集車両基地とすることに伴い、ふさわしい名前に変更すべく内部で検討した結果、橋本市環境美化センターにした との答弁がありました。

議案第6号は、8月1日の橋本周辺広域ごみ処理場の稼働に合わせて、ごみ焼却場としての橋本・高野口両クリーンセンターを閉鎖し、橋本クリーンセンターを新たに収集車両基地として設置するための条例を定めるものである。

委員から、橋本市環境美化センターについて、地元との協議の中で使用期限等が定められているのか、また、その使用期限を条例に明記する必要はないのか とのただしがあり、収集車両基地としての使用期限は、地元との協議の中で10年間となっている。また、使用期限については、本条例には明記していないが、地元との協定書において、10年経過後の使用については改めて協議することとなっている との答弁がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（中西峰雄君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので質疑を終結いたします。

これより、議案第5号と議案第6号の2件について、一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

で、討論を終結いたします。

これより、議案第5号 橋本市ごみ焼却場設置及び管理条例の一部を改正する条例について と、議案第6号 橋本市環境美化センター設置及び管理条例について の2件を一括して採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号と議案第6号の2件については、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第7号 橋本市立産業文化会館設置及び管理条例について から、日程第6 議案第10号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について までの3件

○議長（中西峰雄君）日程第4 議案第7号 橋本市立産業文化会館設置及び管理条例について から、日程第6 議案第10号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）去る6月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第7号 橋本市立産業文化会館設置及び管理条例について、議案第8号 橋本市立温水プール設置及び管理条例について、議案第10号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について を審査するため、6月16日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いた



については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。